

いじめのない学校づくり いじめ防止基本方針



舞鶴市立余内小学校

平成 29 年度舞鶴市立余内小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立余内小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、不登校対策担当、各学年主任、人権主任、教育相談主任、養護教諭、まなび・生活アドバイザー
- 3 「いじめ対策委員会」は月 1 回開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実効・検証・修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

II いじめの捉え

1 いじめと暴力

- ・ 「暴力」…直接に身体的な危害を加える行為であり、刑法で禁じられている暴行や傷害、恐喝や強要といった行為
- ・ 「いじめ」…様々な方法で精神的な危害を加える行為。その方法は物理的なものではなかったり、行為自体に違法性がなかったりして、一見些細に見えることもある。例えば、仲間外れや無視、嫌がらせやいたずらなどが、そうしたいじめの典型である。腕力を振るう場合でも、冗談めかして行い、偶然ぶつかったり、押したりするというのがそうしたいじめの特徴である。

2 文部科学省が示す判断基準に立ち、いじめも暴力も放置することなく対応する

いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

近年の事案が示すとおり、いじめの本当の怖さは、一見些細に見える行為をしつこく繰り返したり、大勢で行ったりすることで、被害者がいらいら・困惑・不安感・屈辱感・孤独感・恐怖感等をつのらせ、精神的に追い込んでいく点にある。被害者の精神的苦痛を第一に考えた対応をしなければならない。

Ⅲ 未然防止に向けた学校の取組

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

2 「未然防止」と「早期対応」の違いを明確にする

「未然防止」…いじめが起きにくい学校や学級の風土を醸成しようとする事

「早期対応」…「いじめ」に早く気づき、深刻なものにならないよう組織的に対応すること

3 地道な「いじめ」の対策は、教育課程の工夫・充実から

学校教育における「未然防止」は、各教科、領域をはじめ全教育活動において、意識的に取り組まなければならない。また、生徒指導と教育相談とを有効に機能させ、その充実を図る必要がある。児童・生徒は、生徒指導の機能を活かした授業や、自分の目標と役割を持って学校行事等に参加し、自己有用感や信頼関係が満足に得られる中で、望ましい成長を遂げる。

「未然防止」の考え方は、いじめだけを対象にしたものではなく、児童生徒の健全な育成を図ろうとするものであるから、様々な問題行動や不登校に対しても有効である。また、不登校の「未然防止」のキーワードである「居場所づくり」と「絆づくり」は、いじめの未然防止にも有効である。授業や学校行事で、児童生徒が自分の「居場所」を自覚するとともに、人間関係を深める「絆づくり」を通して自己有用感を高めていくことによって、いじめを起こしにくい風土が醸成される。

<いじめの未然防止のための取組>

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- * 言語活動の充実（スピーチ活動・集会活動など）
- * 学習規律の徹底
- * 教室環境の整備（特別支援教育の視点を入れた教室環境）

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- * 行事における学級づくりの推進
- * 異学年交流の充実

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- * 体験活動の充実
- * 道徳教育の推進
- * 児童会、生徒会活動の充実
- * 規範意識の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- * 人権旬間の取組
- * いじめ調査、個別面談（6月、11月）

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

* 校内研修

* 校外研修会への参加

4 「早期発見・早期対応」

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」ということを常に想起して、「いじめ」に迅速に気づき、学校全体で組織的な対応ができる態勢づくりを行う。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

(2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

(3) 情報モラル教育を推進する。

* 携帯電話、スマートフォン等の正しい使い方教室、非行防止教室の実施

IV いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員に分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童生徒が示す変化やそのサインを見逃さないように、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 「子どもの心に迫る」質の高い教員集団を育成する

「子どもの心に迫る」教員とは、子どもに寄り添い、子どもを理解すると同時に、子どもを高いレベルに引き上げることができる教員、子どもと対決し、乗り越えさせるために絶えず励まし高めることのできる教員である。「叱るだけでない厳しさと、甘やかすだけでないやさしさ」を兼ね備えた教員を目指す。

3 子どもを「見る」観察眼を持つ

子どもを「みる」行為には、「見る・観る・視る・診る・看る」があるが、子どもの表層的な側面のみしか捉えていない「見る」から子どもの心の奥まで理解し、子どもの心に寄り添い支える「看る」ことへの転換が必要である。一人で居る姿、普段にない行動、腹痛、登校しぶりなど、言葉にしない子どもの声を看る力が大切である。

4 いじめアンケートと個別面談の実施

子どもの準備として、①いじめに関して正しい認識があること、②安心して応えられる環境にあることの2点が必要である。「あれはいじめではなく遊びだ」という認識であれば、アンケートそのものの意味がなくなってしまう。いじめの正しい認識を持たせることが予防の第一歩となる。また、いじめアンケートをする際には、安心して取り組める環境があることが大切である。実際にいじめがあれば、アンケートの際に、加害者は発覚を恐れて被害者側に注目する。記述式であれば、全員が記述する形式をとる。なお、「いじめであるかどうか」の判断は、大人でも難しい。その判断は、被害者の心の中でされるものであるから、いじめという言葉を使わずに、いじめに該当する行為の有無を確認し、その中でいじめと呼べるものが、子どもたち自身の生活の中にあることを気付かせるようにする。

5 「いじめ調査」を行う意図を明確にする

アンケート調査の結果分析から、アンケート調査はただ単に実施するだけでなく、回答結果を丁寧に整理することで、その後の実効的な指導に結びつく。「どのような行為がいじめに当たるのか」については、児童生

徒のみならず、保護者へも正しく周知させる。

6 地道な斜めの関係づくりが子どもたちの対人関係能力を育て、いじめを予防する

学校内での子どもと教師の関係や、家庭内での家族との関係を縦横の関係とすれば、この縦横の関係だけでは学校や家庭以外の子どもたちの様子を把握することは難しい。重大ないじめの兆候を見逃さないようにするためには、地域社会の人々との斜めの関係が必要である。(本校においては、子育て支援協議会・スクールガードボランティアという大きな組織との連携がある。単に安全な登校を見守るだけでなく、いつもと違って元気がない子がいると話を聞いたり、けんかの仲裁をしたり子どもたちと日々かかわりを持って接する存在となっている。)

学校の中や家庭内だけでなく、外にも信頼できる大人、安心して話ができる大人が身近にいる意味は大きい。地域に開かれた学校づくりを進めることが、対人関係力を向上させることにつながる。いじめの防止に特效薬はない。地道な斜めの関係づくりが子どもたちをいじめから守り、いじめをしない心を育てる有効な手立てとなる。

7 いじめの構造を学ばせる意図

被害者・加害者だけではなく、傍観者の意識に訴える効果がある。いじめには、「同心円状の4層構造」がある。中心に被害者、その外に加害者、さらにその外に扇動者、最も外に「かかわりたくない」「仕返し怖い」などの理由から見て見ぬ振りをする「傍観者」がいると言われる。いじめにおいては、ほとんどの子どもは傍観者である。この傍観者の意識を変化させることは、いじめの防止・解決に大きな意味を持つ。傍観者である子どもたちは、人権を侵害する行為であること、社会の秩序を乱す許されない行為であることに気付いていく。

< いじめの早期発見のための取組 >

(1) 情報の集約と共有

- * いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- * 共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- * 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 全児童生徒を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

- * アンケート調査 6月、11月 (いずれも前半)
- * 聴き取り調査 6月、11月 (いずれも前半)

(3) 相談体制の整備と周知

- * スクールカウンセラーとの情報の共有
- * 舞鶴市教育支援センター「明日葉」との情報の共有
- * 舞鶴市子ども総合相談センターとの情報の共有
- * 校内相談窓口の設置

V いじめに対する取組

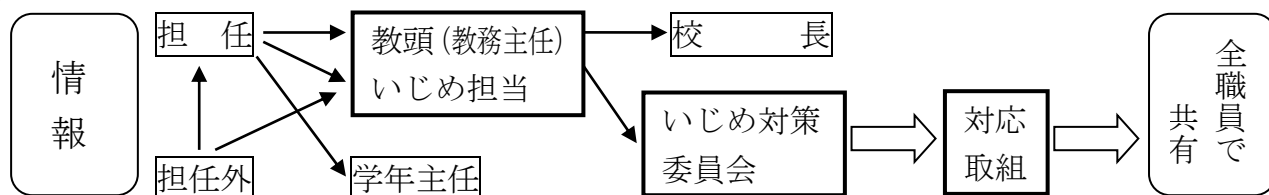
1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

<いじめの発見・通報を受けた時の対応>

- (1) いじめと思われる（疑われる）行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと思われる（疑われる）行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

いじめ発生時の対応



- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童生徒から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

VI いじめの対応の鉄則

鉄則 1 教員による「早期発見・早期対応」

1 「いじめ」の解決や防止には、発見・対応の即効性が鍵を握る。「いじめ」の定義を論じる間に対応すべき早期発見・早期対応の心得

いじめは、時間の経過とともに真相が曖昧になり、指導も手薄になるため、被害者の悩みは消えることなく、不幸な事態に発展する場合がある。したがって、事態の発見と対応の即効性がこの問題を解決する鍵となる。ところが、「いじめ」は表面化しにくく、発見や指導が手遅れになりがちである。そこで、実態調査によって「いじめ」を把握しようとするが、子どもは問いに対して「ない」とか「けんかや遊び」などと応えることが多い。なぜなら、「いじめ」が罪悪で、厳罰が科せられることを知っているからであり、仲間との約束を優先して口を閉ざすからである。中には認めない場合もある。したがって、児童生徒の言葉を鵜呑みにして「いじめ」を放置することのないように配慮すべきである。

2 「いじめ」を適切に掌握するための発見・掌握の視点

(1) 児童生徒理解

ア 児童生徒の内心（生徒の声から）

- (ア) やめたいけどやめられない。
- (イ) 先生の前で謝ったら、明日から仲間内での自分の序列が下がる。
- (ウ) 「けんか・遊び・ゲーム」と答えないと、ばれた時に仲間に一層いじめられる。
- (エ) いじめたくはないけれど、しなければ自分がやられる。

イ 徒党化の実態

- (ア) 赤信号、みんなで渡れば怖くない。一人より、複数でやった方が罪の意識は軽くなる。
- (イ) 仲間との約束は絶対だ。仲間を裏切れない。
- (ウ) 仲間内での序列を守ることがわが身を守ることだ。

ウ 言動の変化を見逃さない

「いじめ」の訴えがある頃には、事態がかなり深刻化している。日頃から、子どもの言動の変化を見逃さず、見守り、言葉をかけることが早期発見の秘訣である。以下のような変化は「いじめ」の兆候の場合があるのでかかわるチャンスである。

- (ア) 友人関係の変化…急な孤立化・徒党化、仲間との約束を絶対視し、仲間に調子を合わせる。
- (イ) 持ち物や金遣いの変化
- (ウ) 表情や言葉遣い、行動の変化…活気・喧騒・落ち込み
- (エ) 遅刻・早退・欠席の急増…欠席が2日間続いたら家庭訪問をする。「いじめ」が原因の場合もある。

日頃から分かる授業を行い、質問に必ず答えてくれる教師に対しては、その問いかけに子どもは悩みを相談するものである。

(2) 対人関係の問題への対処、すなわち「いじめ」問題への「対処」

「いじめ」は閉塞した人間関係がもたらす軋轢に起因している。「いじめか否か」の詮索や「いじめ」の定義に勢力を傾注している間に問題は潜伏し、深刻化してしまうので、暴力や恐喝等の対人関係の問題には、即刻対処する。対人関係の問題は、「いじめ」が介在していることが多い。

(3) 教員として戒めるべき対応

- ① 見て見ぬふり
- ② 対処の後回し
- ③ 無責任な判断といじめの訴えの放置…「気にするな」「強い気持ちを持って」「言い返せ」「たいした問題ではない」など
- ④ 「いじめはない」との回答を鵜呑みにした指導の放棄
- ⑤ 教師一人での抱え込みやスタンドプレー
- ⑥ 勢力のある加害者に加勢し、おもねること
- ⑦ 「知らなかった」「判断があまかった」などの言い訳発言

(4) 専門家と協働した情報収集体制の構築

- ① 聞き上手な教員とカウンセラーが組んだ相談窓口を設置する。
- ② 専門家との協働体制を構築する。

(5) 指導のレベルオーダー

生徒指導上の問題にも数段階のレベルがあり、レベルに応じた指導をすべきである。人の生命や存在を否定するような非行は、毅然とした厳格な指導をしなければならない。

鉄則 2 被害児童生徒・保護者への対応

1 早期発見・即日対応・即日決着（家庭訪問）が原則

学校で起きた問題は「全て学校の責任」の精神を堅持し、被害にあつて苦悩が募る児童生徒と保護者の支援に徹する。

2 学校は全面的に被害者側に立つ

いじめ問題では、学校は全面的に被害者側に立つことが原則である。

3 被害児童生徒の指導

児童生徒の悩みや思いを十分に聞き取り、時間をかけて指導する。

4 家庭訪問での謝罪と報告（問題を発見した即日）

被害・加害児童生徒の全員から事実を聴取し指導した後、即日家庭訪問を行い、謝罪と報告をする。即日に家庭訪問をし、本人と保護者の悩みを聴くことによって、ほとんどの「いじめ問題」解決の見通しが立つ。

次のような内容で、誠実に行うことで、不幸な問題に発展することも防ぐことができる。

5 家庭訪問での厳守事項

- (1) 学校で起きた問題で苦悩している児童生徒と保護者に謝罪する。家庭教育の批判や放任への言及、また、「被害者にも非がある」という口上はいささかもすべきではない。
- (2) 学校で掌握した事実を、隠蔽しないで全て伝える。報告する事実は、加害・被害両者の整合性があること。
- (3) 学校の見解を一切はさまずに、本人と保護者の言い分を全てうかがう。（聴取に徹する）
- (4) 学校への要望をうかがい、それに応じる旨を伝える。
- (5) 加害児童生徒及び保護への要望をうかがい、それに答える返答をする。
- (6) 訪問は、家庭の意向に従い、何度も行う旨を申し出る。

6 家庭の意向（要望）に沿った対処

家庭の要望を受け入れ、即時に対応を始める。このとき、家庭から学校には次のような要望がある。（傷害事件に発展した場合の例）

- (1) 本件の収束
 - ① 因果関係の明確化と報告
 - ② 傷害で欠席中の学力の保障…家庭訪問による教科指導など
 - ③ 本人の受け入れ態勢の整備
 - ④ 家庭と学校が協力して児童生徒を見守ること
- (2) 再発防止
- (3) 対応状況の報告

被害者は、加害者側に対する要求として、学校に次のような事柄を依頼する場合がある。

- ① 加害児童生徒とその保護者の謝罪
- ② 被害児童生徒のクラスへの受け入れ
- ③ 治療費等の損害賠償の要求

7 問題の収束及び再発防止策

学校では、被害者の要望にほぼ全面的に応えることが、被害児童生徒の心身の回復に結実する。

- (1) 被害児童生徒が再登校できる環境づくり
学級や学年で協議し、整備を進める。
- (2) 加害児童生徒と被害児童生徒の関係づくり
「今後、どんな関係のもとで学校生活を送るのか」を数回の個人指導の後、加害児童生徒が具体策を学級内で発表する。

鉄則 3 加害児童生徒・保護者への対応

1 問題を発見した即日に家庭訪問をする

加害児童生徒やその保護者も、問題を起こして困惑していることを念頭において対応する。学校で起きた問題は「全て学校の責任」の精神を堅持し、被害にあつて苦悩が募る児童生徒と保護者の支援に徹する。

2 加害児童生徒の指導

加害児童生徒への指導は、システムに則り、毅然と行う。

3 家庭訪問での謝罪と報告

被害・加害児童生徒の全員から事実を聴取し指導した後、即日家庭訪問を行い、謝罪と報告をする。加害児童生徒宅の家庭訪問では、保護者と児童生徒を前にして、次のように行う。

- (1) 学校で起きた問題で苦悩している児童生徒と保護者に謝罪する。
- (2) 学校で掌握した事実を、隠蔽しないで全て伝える。報告する事実は、加害・被害両者の整合性があること。
- (3) 本件の意味を説諭し、更生の意欲を促す。
 - ① 本人にとっての意味…自分の品格を卑しめる残念な行為だ。
 - ② 相手にとっての意味…被害者の悩みを話す。いじめは、加害者・被害者ともに一生引きずるということ話す。
 - ③ 法的・社会的意味…人権を冒瀆する罪悪で、厳罰を科すのが世間だ。
 - ④ 児童生徒が自分の非を認め、神妙に反省し、謝罪し、更生を決意した点を受け入れる。
- (4) 被害者の現在の心身の状態を淡々と話す。
- (5) 学校の見解を挟まずに、本人と保護者の考えをうかがう。
- (6) 学校への要望をうかがい、それに応じる旨を伝える。
- (7) 被害児童生徒及び保護者への対応をうかがい、謝罪を促す。
- (8) 今後も家庭訪問をし、家庭の意向をうかがうとともに、児童生徒を見守る旨を申し出る。

VI 重大事案への対処

- 1 重大事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 3 調査結果を教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事案と同種の事案の発生の防止のために必要な取組を進める。

VII 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) PTAとの連携の下、いじめ防止に対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。